

群馬県畜産試験場研究活動の不正行為への対応に関するガイドライン

平成20年3月31日制定

平成27年4月 1日改正

令和 4年4月 1日改正

令和 6年8月 8日改正

(目的)

第1条 本ガイドラインは、農林水産省等が配分する研究資金を活用した研究活動において、不正行為が発生した場合に適切に対応するため、群馬県畜産試験場（以下「場」という）において取るべき調査及び処分の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて「研究」とは、場が自ら実施する研究及び場からの委託研究をいう。

2 このガイドラインにおいて「研究資金」とは、次のものをいう。

- 一 内閣府において「競争的資金」として整理されているもののうち農林水産省が配分するもの。
- 二 農林水産省が所管する研究資金のうち、研究機関に委託等を行って実施する研究に係るもの。

第3条 このガイドラインにおいて「不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいうものであり、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものはこれに含まない。

なお、研究費の不正使用や不正経理等が疑われる場合もここで取り扱うものとする。

- 2 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
- 3 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないのに加工することをいう。
- 4 「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用することをいう。

(研究倫理委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、場内に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 不正行為に対する調査に関すること。
- (2) 不正行為の防止その他必要な措置に関すること。

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 次長
- (2) 研究調整官
- (3) 主席研究員
- (4) 各係長
- (5) その他、畜産試験場長（以下「場長」という）が必要と認める者

第7条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は場長が指名し、副委員長は委員の互選により定める。

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議決を要する事項については、出席者の3分の2以上をもって決定する。

第9条 このガイドラインに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

(告発等の受付窓口)

第10条 研究活動の不正行為に関する告発等の受付窓口（以下「受付窓口」という。）は、次長とする。

第11条 委員会は、受付窓口の名称、連絡先、受付の方法等を定め、場内外に周知しなければならない。

(不正行為に関する告発)

第12条 不正行為を発見した者、又は不正行為を思料するに至った者は書面、電子メール等を通じてその告発を行うことができる。

2 原則として、告発は顕名により行われ、不正を行ったとする研究者・係、不正行為の態様等、事案の内容が明かにされ、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

3 前項の規定にかかわらず、匿名による告発があった場合、委員会は告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じて取扱いをすることができる。

4 委員会は、調査の結果、告発が悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するなど、もって被告発者に何らかの損害を与えることを目的とする意志。以下同じ。）に基づく」と判明した場合は、懲戒処分、刑事告発があり得ることを周知させる。

(告発者及び被告発者の取り扱い)

第13条 告発を受け付ける場合、委員会は告発内容や告発者の秘密を守るよう取りはからう。

2 委員会は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで告発者、被告発者の意に反して委員会関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

3 調査事案が漏洩した場合、場は告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公開説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、当該人の了解は不要とする。

第14条 場は、相当な理由なしに単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の全面的な研究活動を束縛しない。また、同様に被告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

2 場は、単に告発したことを理由に告発者に対し不利益となる取り扱いを行わない。

(予備調査)

第15条 第12条第2項及び3項の告発があった場合は、受付窓口は関係する係等と協力して速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 受付窓口は、告発を受け付けた後、概ね30日以内に予備調査の結果を委員長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び被告発者に通知しなければならない。

(本調査)

第16条 委員長は、前条の報告に基づき委員会を招集し、不正行為の疑いがあると認められた場合には、速やかに本調査に着手する。

2 委員が当該研究に関係する者である場合は、当該研究に関する議事に加わることができない。

3 本調査について、場長は必要に応じ場外部の有識者を指名し、委員会に加えることができる。

第17条 委員会は、必要に応じ告発者及び被告発者の出席を求め、当該研究について説明を受け又は意見を聴取することができる。

2 被告発者が告発内容を否認する場合には、研究が科学的に適正な方法と手続きに則って行われたことを、科学的根拠を明示して説明する責任を負う。

3 本調査の期間中、場は告発された研究に係る研究費の使用停止を命ずることができるものとする。

第18条 関係者は、委員会の調査にあたって誠実に協力しなければならない。

第19条 委員はこのガイドラインに基づく調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定)

第20条 委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否かの認定を行う。

第21条 外部資金により実施した研究に関して、資金配分機関が不正行為を認定した場合は、配分機関による指示等に従い調査や報告に協力する。

第22条 委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、告発が悪意に基づく認定された場合は、告発者の氏名の公表、その他の措置を行う。

第23条 委員長は、調査の結果について、速やかに場長に報告するものとする。

2 場長は、速やかに農政部長、告発者及び被告発者に調査結果を報告するものとする。

第24条 農政部長は、前条の報告に基づき、調査結果を人事課に報告するものとし、人事課の措置が決定された場合は速やかに場長に通知する。

(不服申し立て)

第25条 不正行為と認定された被告発者及び悪意に基づく告発と認定された告発者は、通知の日から15日以内に委員会へ不服申し立てをすることができる。

第26条 不服申し立てがなされたときには、委員会は、不服申し立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事項の再調査を行うか否か速やかに決定する。

(再調査)

第27条 場長は、委員会の調査結果に疑義が生じたときは、委員会に再調査を諮問することができる。

第28条 第25条の不服申し立てにより再調査を行う場合には、申し立て者に対して先の調査結果を覆すに足る資料の提出等を速やかな解決に向けて調査に協力を求め、申立て者からの協力が得られない場合には、再調査を打ち切ることができる。

(調査の特例)

第29条 場長は、当該調査が緊急を要しかつ調査事例に基づいてその結果が明確に推定できるものについては、委員協議の上、委員会の調査を経ずに判定することができる。ただし、事後速やかに、委員会に報告するものとする。

(調査結果及び措置の公表)

第30条 場長は、不正行為が行われたことの認定及び人事課の措置が決定した場合には、速やかに調査結果及び措置を公表する。

2 場長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、当該事案において不正行為が行われなかった旨を調査関係者に周知する。また、当該事案が調査関係者以外に漏洩している場合は、調査関係者以外にも周知するとともに、必要な名誉回復措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

3 場長は、告発が悪意に基づくとの認定があった場合には、告発者の氏名及び認定理由を公表し、適切な措置を講じる。

(場からの委託研究に関する対応)

第31条 場から他の研究機関への委託研究において不正行為が行われたと委託研究機関が認定した場合、委員会は委託先の調査機関に対するヒアリング、調査結果の精査等を行い、速やかに場長に報告する。

2 場長は、速やかに農政部長に報告し、不正行為に係る研究費の打ち切り、一部または全部の返還等必要な措置を講じるものとする。

3 場長は、委員会の報告に基づき被認定者に対する措置について、措置の対象者及びその者が所属する機関等に通知するとともに、その内容を公表する。

(啓発活動)

第 3 2 条 委員会は、不正行為の予防のため、研究者への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(庶務)

第 3 3 条 委員会の庶務は総務係において処理する。

(補則)

第 3 4 条 このガイドラインに定めのない事項については、「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」（平成 2 7 年 1 月 2 1 日付け 2 6 農会第 9 2 0 号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官及び水産庁長官通知）に準じて行う。

附 則

このガイドラインは、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、令和 6 年 8 月 8 日から施行する。